

令和7年9月25日  
文部科学省  
初等中等教育局初等中等教育企画課・財務課

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令案に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和7年8月4日から同年9月3日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計608件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 義務教育等教員特別手当について	(1) 「チーム学校」の考え方のもと、学級担任以外の教職員も様々な職責を担っている中で、学級担任の手当のみを増額することは、適切ではない。	<p>教師の給与は、職務や勤務の状況に応じたものにする必要があります。義務教育等教員特別手当は、教師が担当業務を評価する手当として創設されたものであり、学級担任は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日々の学習指導に加え、学級に関する様々な業務や保護者への連絡・相談対応などに取り組んでいること</li><li>・令和4年度に実施した教員勤務実態調査において、学級担任以外の教師と比較し時間外在校等時間が長いこと</li></ul> <p>などから、義務教育等教員特別手当において困難性等を考慮して加算を行う校務の種類として定め、手当を加算することとしました。</p> <p>以上のことから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）により教職調整額の水準が改善されることなどから、学級担任以外の教師についても、教師個人の給与全体で見た場合、給与水準は上がることとなります。</p>
	(2) 特別支援学校、特別支援学級の教師についても、学級担任手当を支給すべきである。	<p>特別支援学校、特別支援学級の教師については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別支援教育に従事する教師には給料の調整額が支給されていること</li><li>・更に、特別支援学校では、学級担任以外の教師も教育活動を含む学級運営に多く関わっている実態があること</li></ul>

		<p>などを考慮し、国庫負担上は学級担任への手当の加算の対象外とすることとしています。</p> <p>以上のことから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、給特法等一部改正法による処遇改善完成時において、特別支援教育に従事する教師は、通常の学級の担任と比較し、引き続き、高い処遇が保たれることとなります。</p>
	<p>(3) 義務教育等教員特別手当について、給与の支給は自治体判断であることから、チーム担任や学級担任の業務を副担任が担っている場合など柔軟な運用が可能となるよう、省令により自治体の判断を縛るものではないことを明確にすべきである。</p>	<p>給特法等一部改正法による改正後の教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第2項においては、「(略)義務教育等教員特別手当は、前項に規定する者のうち次に掲げるものを対象として、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参照して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定める。」とされています。</p> <p>また、本規定は学校における学級運営の方法を規定するものではなく、複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないことを通知等で周知してまいります。</p>
<p>2. 中堅教諭等資質向上研修について</p>	<p>(1) 中堅教諭等研修が業務を増やすことが目的ではないと明確に示すべきである。</p>	<p>給特法等一部改正法において、主務教諭の創設に伴い、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための中堅教諭等資質向上研修の対象に主務教諭を</p>

		<p>加えることとしており、これに伴い必要となる省令の改正について案をお示ししたものであることから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、本省令については、地方公共団体等にその趣旨を丁寧に周知してまいります。</p>
	<p>(2) 「相当の経験を有する者」という表現が曖昧であるため、意味を明確化すべきである。</p>	<p>本省令案において、法第二十四条第一項に規定する公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものについて、「教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たす上で必要な経験を有する者として研修実施者が定める者とする」と規定することとしております。</p>

※ なお、今回の省令案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の省令案に直接関係のない御意見を 327 件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。